

静岡市議会基本条例粗案

目次

前文

第 1 章 総則**第 2 章 市議会及び市議会議員**

第 3 章 市民と市議会

第 4 章 市長等と市議会

第 5 章 議会運営

第 6 章 市議会体制

第 7 章 雑則

<前文>

第 1 章 総則

(目的)

●この条例は、市議会に関する基本的事項を定め、市議会の役割及び責務を果たすことにより、市民に開かれた市議会の実現を図り、もって市民福祉の向上及び市の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

●市議会は、市の唯一の議決機関であるとともに、市の執行機関に対する監視機関並びに政策立案及び政策提言をする機関として、市民の意見を市政に反映させるため、公正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

第 2 章 市議会及び市議会議員

(市議会の活動)

●市議会は、静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号。以下「自治基本条例」という。）第17条に規定する市議会の役割及び責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- ・ 充実した審議及び討論を行うこと。
- ・ 議会運営における公正の確保及び透明性の向上を図ること。
- ・ 市民への説明責任を果たすこと。
- ・ 不断の議会改革に取り組むこと。

(市議会議員の活動)

●市議会議員は、自治基本条例第18条に規定する市議会議員の役割及び責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- ・ 市民の意見の把握に努めること。
- ・ 政策立案及び政策提言に必要な調査研究を行うこと。
- ・ 自らの議会活動を市民に説明すること。
- ・ 自らの資質の向上に努めること。

(会派)

- 市議会議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。
- 会派は、市議会議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

第3章 市民と市議会

(市民との関係)

- 市議会は、市民との協働による開かれた市議会の実現に努めるものとする。
- 市議会は、市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用に努めるものとする。
- 市議会は、請願及び陳情の審査に当たっては、趣旨を理解するために、提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 市議会は、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、市民との意見交換の場を設けるものとする。

(広報の充実)

- 市議会は、多様な手段を活用することにより、市議会に対する市民の関心を高めるよう議会活動に関する広報活動に努めるものとする。

(公開)

- 市議会は、会議、委員会及び協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）を原則として公開する。
- 市議会は、議会活動に関する資料を積極的に公開するものとする。

第4章 市長等と市議会

(市長等との関係)

- 市議会は、二元代表制の下、市長等と緊張ある関係を保持しながら、議事機関としての役割を果たしていくものとする。

(資料の要求)

- 市議会は、市長等に対し、審議等に必要な資料の提供を求めることができる。

(議決事件)

- 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、別に条例で定める。

第5章 議会運営

(議会運営)

- 市議会は、公正の確保及び透明性の向上を図り、市民に開かれた議会運営に努めるものとする。
- 市議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、その過程を明らかにするもの

とする。

（委員会の活動）

○委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営するものとする。

●委員会は、必要があると認めるときは、地域において委員会を開催することができる。

（質疑応答）

●市議会議員は、会議等において質疑及び質問を行うに当たっては、論点を明らかにするとともに、市民に分かりやすい方法で行うものとする。

●市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における市議会議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。

第6章 市議会体制

（市議会の機能強化）

●市議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する市議会の機能の強化に努めるものとする。

（議会改革）

○市議会は、議会改革を推進するとともに、市議会の活性化を図るため、議長が必要と認めるときは、（仮称：議会改革推進会議）を設置することができる。

（議会事務局等）

○市議会は、市議会の機能の充実を図るため、議会事務局の体制の整備に努めるものとする。

○市議会は、市議会議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実を努めるものとする。

第7章 雑則

（他の条例等との関係）

○この条例は、市議会に関する基本的事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、この条例との整合を図らなければならない。

（この条例の見直し）

○市議会は、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。